

## 【別表】 養育医療費 徴収基準月額表

階層区分	世帯の階層区分			未熟児養育医療費	
				徴収基準月額	徴収基準加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯			0円	0円
B階層	市町村民税非課税世帯			2,600円	260円
C階層	市町村民税の均等割のみ課税世帯			5,400円	540円
D階層	市町村民税の 所得割課税世帯	所得割の年額			
		15,000 円以下	D1	7,900円	790円
		15,001 円～ 21,000 円	D2	10,800円	1,080円
		21,001 円～ 51,000 円	D3	16,200円	1,620円
		51,001 円～ 87,000 円	D4	22,400円	2,240円
		87,001 円～ 171,300 円	D5	34,800円	3,480円
		171,301 円～ 252,100 円	D6	49,400円	4,940円
		252,101 円～ 342,100 円	D7	65,000円	6,500円
		342,101 円～ 450,100 円	D8	82,400円	8,240円
		450,101 円～ 579,000 円	D9	102,000円	10,200円
		579,001 円～ 700,900 円	D10	123,400円	12,340円
		700,901 円～ 849,000 円	D11	147,000円	14,700円
		849,001 円～ 1,041,000 円	D12	172,500円	17,250円
		1,041,001 円～ 1,222,500 円	D13	199,900円	19,990円
	1,222,501 円～ 1,423,500 円	D14	229,400円	22,940円	
	1,423,501 円以上	D15	全 額	左の徴収基準月額の10% ただしその額が26,300円 に満たない場合は 26,300円	

## 問い合わせ先

合志市役所 健康づくり推進課 健康推進班

☎096-248-1173

〒861-1116 合志市福原 2922 番地（総合センター「ヴィーブル」内）

